

別 紙

東京外環自動車道  
消防相互応援協定書

# 東京外環自動車道消防相互応援協定

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、東京外環自動車道における消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災又は救急救助事故の災害発生の際、自治体相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

## 1 救急救助出動

(1) 和光市から市川市間における各消防本部の担当区域は別表のとおりとする。

(2) 和光市から市川市間における東京外環自動車道に発生した特殊の救急救助事故で、被応援側の長の要請があった場合は、応援側の業務に支障がないと認める範囲内において消防、救急及び救助隊が出動するものとする。

## 2 火災出動

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、担当区域に出動し、応援を要請する場合は前項の救急救助出動に準じる。

## 3 特別応援

和光市から市川市間の東京外環自動車道において大火災又は大事故が発生し、応援を必要とする場合は、前各項にかかわらず、被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。

第4条 応援出動隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 この協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度協議の上、決定し相互の円滑なる運用を図るものとする。

第6条 本協定を証するため、正本10通を作成し、各々記名押印の上、各1通を保管するものとする。

## 附 則

この協定は、平成 4年11月27日から施行する。

## 附 則

この協定は、平成11年 3月 1日から施行する。

## 附 則

この協定は、平成14年 3月 1日から施行する。

(別表の一部改正)

## 附 則

この協定は、平成18年 3月 1日から施行する。

(別表の一部改正)

附 則

この協定は、平成18年 8月22日から施行する。

附 則

この協定は、平成30年 6月 2日から施行する。

(第3条応援区域(別表含む。)及び第6条の一部改正)

附 則

この協定は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この協定は、令和 4年 6月 1日から施行し、令和 4年 4月 1日から適用する。

令和4年 4月 1日

朝霞地区一部事務組合管理者

富岡 勝 則

戸 田 市 長

菅 原 文 仁

さ い た ま 市 長

清 水 勇 人

川 口 市 長

奥ノ木 信夫

草加八潮消防組合管理者

浅 井 昌 志

三 郷 市 長

木 津 雅 晟

松 戸 市 長

本郷谷 健次

市 川 市 長

田 中 甲

浦 安 市 長

内 田 悦 嗣

東京消防庁消防総監

清 水 洋 文

別 表

消 防 本 部 名	担 当 区 域
埼玉県南西部消防局	和光北 I C から和光 I C までの内回り路線及び和光 I C (新倉パーキング含む) から美女木 J C T までの外回り路線
戸田市消防本部	美女木 J C T から和光北 I C までの内回り路線及び美女木 J C T から外環浦和 I C までの外回り路線
さいたま市消防局	外環浦和 I C から川口中央 I C までの外回り路線
川口市消防局	川口 J C T から美女木 J C T までの内回り路線及び川口中央 I C から草加 I C までの外回り路線
草加八潮消防局	草加 I C から川口 J C T までの内回り路線及び草加 I C から三郷 J C T 第一・第二ランプを含む三郷中央 I C までの外回り路線
三郷市消防本部	三郷南 I C から草加 I C までの内回り路線及び三郷中央 I C から松戸 I C までの外回り路線
松戸市消防局	松戸 I C から市川中央 I C までの外回り路線
市川市消防局	高谷 J C T から三郷南 I C までの内回り路線及び市川中央 I C から高谷 J C T までの外回り路線
浦安市消防本部	首都高浦安 I C から高谷 J C T ・ D ランプまでの内回り路線
東京消防庁	京葉道路篠崎 I C から京葉 J C T ・ C ランプまでの外回り路線及び E ランプまでの内回り路線